

## 環境厚生委員長報告

令和6年11月定例会（12月19日）

環境厚生委員長報告をいたします。

今定例会において環境厚生委員会に付託されました議案のうち、既に11月25日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案2件、「公の施設の指定管理者の指定について」など一般事件案5件、「令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）」の予算案1件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第164号議案、第165号議案、第166号議案及び第167号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の一般事件案4件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった4件の議案「公の施設の指定管理者の指定について」では、公の施設の管理を民間企業に委託することで自治体の責任が果たされるのか、また、地方自治法に規定されている公の施設としての目的が達成できるのか危惧している。また、そこで働く人の賃金などの処遇が、公務の一端を担っている人にとってふさわしいものなのか疑問であり、県も処遇改善に責任を負うべきである、との理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第19号は、原子力災害に備え行っている安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために、原子力発電所から5～30km圏内（UPZ）の住民に対する通知の送付や郵送での受け取りを可能としている新潟方式の導入の検討を求めるものであります。本請願については、県民の安心感の向上の観点からも事前配布率を上げる取組の検討を求める請願の趣旨は理解できるが、検討に当たっては、関係する4市の状況を踏まえ調整する必要があるとの理由により、全会一致をもって「趣旨採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「訪問介護事業所の状況に関する調査について」では、委員から、引き続き本調査を行い、国に対して訪問介護サービスの基本報酬見直しを行うよう要求してほしい。また、独自の支援を行っている県内の保険者の事例を他の保険者に周知してほしいとの要望があり、執行部からは、今後も調査を行い国への要望を行っていきたいと考えている。また、保険者の独自支援事例についてはこれまでも各保険者に対して情報提供を行っており、今後も市町村担当課長会議等で周知していききたいとの回答がありました。

本委員会としては、執行部に対し、引き続き現場の意見・状況を把握するとともに国に対して訪問介護サービスの基本報酬見直しを行うよう要求すること、及び市町村と連携してサービス維持のために必要な手立てが講じられるよう早急な検討を行うこと、を要望するものであります。

また、その他の事項として、委員から、盲導犬などの補助犬利用者への助成について、助成額の見直しや手続きに関する配慮を求める意見がありました。

最後に、本委員会では、昨年度から「すくすく成長する子どもの環境づくり～島根で育む未来のために～」を調査テーマに、現地調査を含め調査活動を行ってまいりましたので、その結果を報告いたします。

放課後児童クラブは、子どもたちが放課後を安心・安全に過ごし、自主性や社会性、創造性を育む生活・遊びの場として、子育て支援に欠かせないものとなっており、こうした放課後の子どもの居場所の重要性とニーズは、ますます高まっています。

また、幼児期において、遊びを中心とする身体運動を十分に行うことは、心肺機能の強化や骨形成にも寄与し、何事にも積極的に取り組む意欲を育むことにつながることを期待されます。一方で、子どもの体力の現状については、「走る」、「飛ぶ」、「投げる」といった、基本的な運動能力の低下が指摘されています。

そこで本委員会では、放課後児童クラブ等放課後の子どもの居場所づくり、幼稚園、保育所での特色ある運動遊び、県が実施している「しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業」の取組状況を調査し、島根の子どもたちがすくすくと成長するための環境づくりについての課題等の把握と必要な施策等の検討を行ってまいりました。

以下、その調査結果のうち主なものについて報告するものであります。

まず、放課後児童クラブ等放課後の子どもの居場所づくりの取組についてであります。

北海道の特定非営利活動法人 E-LINK は、人口約 200 万人の札幌市の都会の中でも子どもたちが地域とのつながりを持つことをミッションに掲げ、学生など多くのボランティアの協力を得ながら、地域の人との出会いやつながりを持つことで子どもたちが地域の魅力を知る様々な活動を展開されており子どもたちも様々な人と出会うことで刺激を受けたくさんの学びを得ているとのことでした。

一方、他の放課後児童クラブの調査では、放課後児童支援員等の人材確保や職場定着の困難性、十分な専用区画の確保が難しい等の声がありました。また、複数のクラブからは、クラブ内での共同生活が難しい児童に対する支援に苦慮されているとのことでした。

次に、幼稚園、保育所での特色ある運動遊びの取組についてであります。

益田市のサッカー&テニス・プロショップ・ヨセフでは、まだ体育活動に料金を支払うという概念が無い時代の 45 年前に幼児体育とスポーツクラブの運営を始められ、幼稚園、保育所を対象に益田市、鹿足郡、浜田市を巡回し幼児体育を実施されています。そこでは、子ども達の運動能力向上だけでなくコミュニケーション能力の向上にも注力し取り組まれていました。

北海道の美唄市及び市立ピパの子保育園では、日本スポーツ協会が開発した子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせる「アクティブ・チャイルド・プログラム」を取り入れ、市内の保育所・幼稚園において日常的に運動する機会を創出し、子どもの身体能力促進に取り組まれています。取組の効果として、子どもたちは主体的により楽しんで遊ぶようになった、外部講師とのコミュニケーションを通して積極性が高まったなど、運動を通じて内面の成長も見られるようになったとのことでした。また、園内での体力測定により事業効果を測るなど、取組内容の改善にも努めておられました。

3点目の項目、「しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業」の取組についてであります。

県では、幼少期から体を動かすことの重要性を広く啓発し運動の習慣化の普及を図るための「しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業」を実施していますが、その事業を受託されている、一般社団法人島根県レクリエーション協会への調査では、現代の子どもたちは体を動かす空間・時間・仲間が減少しており、これらを子どもたちの遊びをとおしていかに確保していくかが大きな課題であるとのことでした。

松江市立津田幼稚園では、子どもたちの運動能力の低下に対する問題意識を持た

れていたところ、「しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業」を知り、園での活動として取り組まれたとのこと。プログラム実施後は、子どもたちの動きが洗練化され活動意欲が増したなど、楽しく体を動かすことの効果を実感しておられました。

以上の調査結果を踏まえ、2項目について要望いたします。

まず、「放課後児童クラブの運営機能の強化」についてであります。

- ①放課後児童クラブの支援員等は、長期休業以外は平日放課後の業務が主であるため給与水準が低く、就業時間も不規則である。また、児童・保護者・学校への対応業務の負担も大きく、支援員等の確保・職場定着が課題となっている。子どもがいきいきと安心して過ごせる放課後児童クラブの円滑な運営を行うためには、支援員等の確保・定着が肝要であり、引き続き、給与等の処遇改善、働きやすい職場環境の整備、支援員等の確保・職場定着への支援に努めること。
- ②子どもたちが放課後や長期休暇において長時間過ごす場である放課後児童クラブは、子どもが安心して落ち着いて過ごせることはもとより、子どもの自主性・社会性・創造性を育む環境整備を充実させることが求められる。以上から、
  - ・子どもが伸び伸びと過ごせる十分な専用区画及び子どもが体調不良時等に休息ができる静養スペースを確保すること。専用区画は、国が定める参酌基準では、児童一人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上の面積を確保することとされているが、参酌基準を満たしていないクラブを早期に解消できるようにするとともに、より広い面積の確保に努めること。
  - ・子どもの身体能力の向上を図る、あるいは子どもが主体的に取り組めるレクリエーションなどの遊び、地域とのかかわり等さまざまな体験活動等の支援、放課後児童クラブ同士で日頃から意見交換ができるような仕組みづくりへの支援、小学校、公民館及び企業など地域の関係者が連携し、より充実した活動を実現させるための体制づくりへの支援を充実させること。
  - ・障がいのある子ども等が個々の個性を尊重し安心して過ごせるよう、各専門分野のアドバイザー派遣や放課後児童クラブスーパーバイザーとの連携を強化すること。
  - ・県内クラブの支援員の配置状況や運営状況の実態の把握に努め、支援員等の配置基準の充実、処遇改善及びクラブの運営にかかる財政支援の拡充を継続して国へ求めていくこと。

続いて、「幼少期からの運動習慣の機会の確保・体制整備」についてであります。

- ・多くの子ども達が日常を過ごす場である保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等に対する「しまねっこチャイルドアクティブプログラム事業」の普及に引き続き努めるとともに、各施設が当事業に参加しやすい環境づくりを進めること。
- ・幼少期における運動習慣の定着の効果を測るためには、どのような客観的なデータが求められるかを検討し、その上で、運動習慣の重要性について更なる効果的な取組になるよう努めること。
- ・「しまねっこチャイルドアクティブプログラム事業」等の活動を通じて、子ども達に限らず、当事業に参加する保護者、子育て支援施設等の職員等にも、幼児期の運動習慣が心身に与える影響や効果、そして体を動かす楽しさや大切さについて積極的に情報発信し、各家庭、各施設等が主体的に運動に取り組めるようにすること。
- ・他県では地域の人材等を活用し巡回指導することで効果をあげている事例もあり、引き続き、市町村や地域のスポーツ団体・企業等と協力し、幼児期からさまざまな運動遊びを楽しむことができる環境の充実など、運動の機会の拡充に努めること。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

さて、最後になりますが、今回の調査で要望した事項を前進させることにより、子どもたちのより豊かな成長を実現することができ、そのことが、島根創生計画の将来像である、「若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りをもって幸せに暮らし続けられる島根」に一步近づくと確信しております。

2030年には、本県において、国スポ・全スポの開催が予定されています。島根の子どもたちの心身の豊かな成長を促すことで、国スポ・全スポに向けた、機運醸成が進んでいくことを期待いたします。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。